



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年11月27日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画に係る事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都千代田区神田駿河台一丁目1番地 学校法人 明治大学 理事長 日高 憲三
	指定開発行為の名称	明治大学農学部黒川新農場（仮称）整備計画
	指定開発行為の種類	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） ・研究施設の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区黒川字明坪2060番1ほか 区域面積：約128,100㎡（市街化調整区域）
	指定開発行為の目的	農場、大学施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積：約128,100㎡
	環境影響評価の手続経過	平成20年 3月17日 条例環境影響評価方法書公告 平成20年 7月17日 条例環境影響評価方法審査書公告 平成20年11月12日 条例環境影響評価準備書公告 平成21年 1月29日 条例環境影響評価見解書公告 平成21年 5月 1日 条例環境影響評価審査書公告 平成21年 6月 3日 条例環境影響評価書公告
事後調査の項目等	緑	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年11月27日（木）から 平成26年12月26日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では、第2土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを事後調査実施者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成26年12月26日（金） （郵送の場合は、平成26年12月26日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156